

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 大阪市監査委員 | 森   | 伊 吹 |
| 同       | 森   | 恵 一 |
| 同       | 大 橋 | 一 隆 |
| 同       | 土 岐 | 恭 生 |

## 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 3 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市は、指定障がい福祉サービス事業者 X（以下「本件事業者」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費を支払っている。

本件事業者は主に以下の不正を行っている。

- ・ 管理者による職員管理や業務監督の実態がなく、管理者設置義務に違反している。
- ・ サービス提供実績記録と実態が不一致であること、短期食事提供体制加算や短期常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たしていないのに加算申請を行っていること、本件事業所の稼働率が 129%と物理的に不可能であること等により不正請求を行っている。
- ・ 管理者の勤務実態に関して虚偽の報告を行った疑いがある。

請求人は、令和 7 年 5 月以降、複数回、福祉局に対して本件事業者の不正について内部告発を行ったが、福祉局は令和 8 年 3 月現在に至るまで、本件事業者に対する運営指導、監査及び処分を一切行わず、不正に支給された介護給付費の返還請求権を行使していない。

これは、福祉局職員が、本件事業者に対して有する介護給付費の返還請求権の管理を怠る事実該当し、令和 7 年 4 月から同年 10 月までの介護給付費のうち、少なくとも定員超過分の 8,500,231 円は確実に損害と認められ、また、人員配置基準違反(管理者の不在)が確認された場合は、給付費全額 29,311,142 円が損害となる。

そこで大阪市に、本件事業者に対し調査を行い、不正に受給した介護給付費の全額又は一部の返還、及び加算金を請求すること、本件事業者について障害者総合支援法第 50 条第 1

項に基づく指定の取消し又は効力の停止等の処分を行うこと、調査、処分が完了するまで本件事業者に対する介護給付費の支給を停止し又は国保連に対する支払保留を要請する等損害の拡大を防止するための措置を求める。

## 第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

### 1 本件請求について

#### (1) 請求人の住所について

地方自治法第242条に定める住民監査請求を行うことができるのは、「普通地方公共団体の住民」であり、この「住民」とは、同法第10条第1項所定の「住民」と同義である。そして、同法第10条1項は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定しており、「住民」には自然人及び法人も含まれるものである。法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律にいう「一般社団法人」及び「一般財団法人」については、主たる事務所の所在地をもって住所とするものとされているが（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条）、会社法にいう「会社」については、本店の所在地をもって住所とするものとされている（会社法第4条）。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、「2 請求者」の表示において、「住所」として「法人設立・事務所等開設申告書」上の「大阪市内の主たる事務所等」の所在地を記載している。

この点、本件請求に係る事実証明書によれば、請求人は合同会社（会社法第575条以下）であり、会社法上の「会社」に該当することから、その住所は本店の所在地となる（会社法第4条）、請求人は本店を京都府八幡市内に置いている。

したがって、請求人の住所は大阪市内の主たる事務所等の所在地ではなく、京都府八幡市内の本店の所在地となり、大阪市の区域外である。

よって、請求書記載の「主たる事務所」の所在地を以て、請求人を地方自治法第242条に定める「普通地方公共団体の住民」と認めることはできない。

#### (2) 具体的な理由をもって違法不当事由の摘示はあるかについて

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由か

ら区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件事業者が不正を行っていることを何度も福祉局に告発しているにもかかわらず、福祉局は本件事業者に対する運営指導、監査及び処分を行わず、不正に支給された介護給付費の返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産管理を怠る事実であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等が違法又は不当に財産管理を怠る事実を具体的に摘示するものといえるのかが問題となるが、大阪市職員が本件事業者に対して介護給付費の返還請求権を行使しないことが違法又は不当に財産管理を怠る事実であるといえるためには、前提として、本件事業者が不正に大阪市から介護給付費の支給を受けているという事実が必要になると解される。

この点、請求人は主に本件事業者が運営する施設の稼働率や人員配置に係る点を挙げて、本件事業者が不正行為を行っているとは主張する。しかしながら、施設の運営において遵守すべき基準が具体的に示されておらず、その内容を証する書面も提出されていないことから、本件事業者の行為がどのような基準に照らして違法又は不当であるかについて、具体的に摘示されているとは解されない。

したがって、請求人の主張は、大阪市職員等による違法又は不当な財産管理の懈怠の前提となる、本件事業者が不正に大阪市から介護給付費の支給を受けているという事実の具体的な摘示を欠くものであり、大阪市職員等が違法又は不当に介護給付費の返還請求権の行使を怠る事実を具体的に摘示するものとはいえない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等が違法又は不当に財産管理を怠る事実を具体的に摘示するものではなく、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

## 2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。